

平成 25 年 8 月 27 日

各位

会 社 名 株式会社セルシード
 代表者氏名 代表取締役社長 長谷川 幸雄
 (コード番号：7776)
 本店所在地 東京都新宿区原町 3-61
 問 合 せ 先 取締役最高財務責任者管理部門長 細野 恭史
 電 話 番 号 03-5286-6231

第三者割当による第 10 回新株予約権の発行価額等の確定等に関するお知らせ

平成 25 年 8 月 13 日開催の当社取締役会において発行を決議した第 10 回新株予約権について、発行価額等が確定し、また、これに伴い調達する資金の額及び使途内訳を修正いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権のその他の発行条件等につきましては、平成 25 年 8 月 13 日付「第三者割当による第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに第三者割当て契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 発行価額等

(1) 発行価額 (払込金額)	第 10 回新株予約権 1 個当たり 1,909,421 円（注 1）
(2) 資金調達の額	523,455,354 円（注 2）

（注 1）当該金額は、平成 25 年 8 月 14 日から平成 25 年 8 月 27 日までの各取引日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」といいます。）の単純平均値（ただし、VWAP が算出されない日は除きます。）の 95%相当額から 1 円を差し引いた値に 1,000 を乗じた金額（1 円未満端数切捨て）として算出したものです。

（注 2）当該金額は、第 10 回新株予約権の払込金額の総額に第 10 回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（新株予約権 1 個につき 1,000 円）の合計額を合算した金額です。当該金額及び第 11 回新株予約権の発行及び行使による調達額から差し引かれるべき第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権に係る発行諸費用の概算額については下記 2. 記載の発行諸費用の概算額をご参照下さい。第 10 回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が第 10 回新株予約権を取得・消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	3,454,355,354 円
内訳（第 10 回新株予約権の発行による調達額）	523,181,354 円
内訳（第 10 回新株予約権の行使による調達額）	274,000 円
内訳（第 11 回新株予約権の発行による調達額）	17,500,000 円
内訳（第 11 回新株予約権の行使による調達額）	2,913,400,000 円
発行諸費用の概算額	11,000,000 円
差引手取概算額	3,443,355,354 円

（注） 1. 第 10 回新株予約権の発行による調達額は、上記 1. 記載の第 10 回新株予約権の発行価額に第 10 回新株予約権の総数である 274 を乗じた金額です。第 11 回新株予約権の行使による調達額は、当初行使価額が平成 25 年 8 月 12 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額として、第 11 回新株予約権が全て権利行使された場合における仮の払込金額総額です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の内訳は、新株予約権評価・発行サポート関連費用 9,000,000 円、株式事務手数料 1,500,000 円、その他諸費用(登記関連費用等)500,000 円です。
4. 第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、又は、当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。また、行使価額が修正又は調整された場合には、上記差引手取概算額は、増加又は減少する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

【第 10 回新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 研究開発資金	520	平成25年 8 月 ～平成26年12月

① 研究開発資金の主な内訳

細胞受託加工業の立上げ準備費用 238 百万円、人件費 282 百万円など

以上